

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】令和2年10月8日(2020.10.8)

【公表番号】特表2019-534428(P2019-534428A)

【公表日】令和1年11月28日(2019.11.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-048

【出願番号】特願2019-521151(P2019-521151)

【国際特許分類】

F 16 C 23/04 (2006.01)

F 16 C 17/10 (2006.01)

F 03 D 80/70 (2016.01)

F 03 D 1/06 (2006.01)

【F I】

F 16 C 23/04 Z

F 16 C 17/10 Z

F 03 D 80/70

F 03 D 1/06 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月27日(2020.8.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

傾いた後に第2の部分31の接線34と走行面25の接線28が等しく重なることは、滑り軸受19の構造において、図2に示す負荷を受けない状態において接線28が走行面25に接するものとされ、かつ回転点38に関して所定角度回動されるので、それが第2の部分31の接線34を形成し、かつ第1の部分30の接線32と滑り軸受19のほぼ中心で交差することによって、達成することができる。滑り軸受19の構造において接線28が走行面25に接して回動するこの角度の大きさが、次に最大の変位角度40°を定める。